

令和2年5月28日

ボランティア活動に従事される皆様へ

館山市社会福祉協議会  
会長 秋山 一夫

### ボランティア活動についてのお願い

日頃より、台風被災者へのボランティア活動にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和2年5月25日（月）国の緊急事態宣言が解除され、千葉県より5月26日午前0時から、外出自粛等の協力要請等を緩和するとともに、施設の使用停止要請を一部解除する旨の通知がございました。

しかしながら、東京、神奈川では新規の感染者も発生しており、県境をまたぐ移動については、1都3県に関しては、6月18日までは慎重に対応するよう求められております。災害支援において、ボランティア活動は非常に重要な活動であると認識はしておりますが、感染拡大の懸念がある程度なくなるまでの期間については、災害従事車両等証明に関する押印対応もこれまで同様中止致します。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

しかしながら、雨漏りが続いている等の日常生活に大きな影響を及ぼし、緊急的にボランティア活動が必要な場合には、対応を検討いたしますので、ご連絡をお願い致します。